

指定訪問看護

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
※指定居宅サービスの事業の一般原則	(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 (2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 (3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 (4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	※介護保険等関連情報の活用と P D C A サイクルの推進について (4) は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位で P D C A サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。 この場合において、「科学的介護情報システム（L I F E）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。 「常勤換算方法」 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の「母性健康管理措置」又は育児・介護休業法若しくは「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置の「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うことを可能とする。 「常勤」 - 当該事業所において定められている常勤の従業者が 1 週間に勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。 - 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達してい	基準 第 3 条 解釈 第 3 の 1 の 3 (1) 解釈 第 2 の 2

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
第 1 基本方針	指定訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	れば、常勤の要件を満たすものである。 ・ 人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。 ・ 居宅サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービスになっているか。 また、療養上の目標その達成のための具体的な内容を記載した訪問看護計画を作成し、適切に行っているか。（参考：第4運営基準 19）	法第 73 条第 1 項 基準 第 59 条
第 2 人員に関する基準	指定訪問看護事業者が指定訪問看護事業所ごとに置くべき看護師等の員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定めるとおりとしているか。 (1) 指定訪問看護ステーションの場合 イ. 看護職員 常勤換算方法で、2.5 以上となる員数となっているか。また、うち 1 名は常勤となっているか。 ロ. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数を配置しているか。 (2) 指定訪問看護を担当する医療機関の場合 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置いているか。 (3) 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第 63 条第 1 項及び第 2 項に規定する人員に関する基準を満たしていることをもって上記の基準を満たしているとみなしているか。 (4) 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項第四号イに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第 1 項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなしているか。	・ 看護職員とは、保健師、看護師又は准看護師をいう。 ・ 勤務延時間数には、サービスの提供、準備、待機時間及び出張所等における勤務延時間数を含む。 なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えない場合は、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。 ・ 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、実情に応じた適当数の配置とあるが、配置しないことも可能である。 ・ 事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者又は指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、当該事業が事業所と同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等の指定を受ける上で必要とされている看護職員の員数（常勤換算方法で 2. 5）を配置していることをもって、指定訪問看護の看護職員の人員基準を満たしているものとみなすことができる。 なお、事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等の看護職員の人員配置基準を満たしていることにより指定訪問看護の看護職員の人員配置基準を満たしているものとみなされている場合については、当該指定訪問看護事業の人員配置基準を満たしていることをもって別の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等の看護職員の人員配置基準を満たしているものとはみなされないので留意すること。	法第 74 条第 1 項基準 第 60 条第 1 項 基準 第 60 条第 1 項 第一号イ 基準 第 60 条第 2 項 基準 第 60 条第 1 項 第一号ロ 基準 第 60 条第 1 項 第二号 基準 第 60 条第 3 項 解釈 第 3 の 三 の 1 (1) ③ 基準 第 60 条第 4 項

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
2 管理者	(5) 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第171条第4項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなしているか。		基準 第 60 条第 5 項
	(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 (2) 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師であるか。 ただし、長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合には、管理者としてふさわしいと県知事に認められた者を管理者としてあてることができる。 (3) 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有するものであるか。 (4) 指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者であるか。	- 訪問看護ステーションの規定となる。医療機関については、当該医療機関の管理者（院長等）が指定訪問看護事業所の管理者となる。 - 以下の場合、管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。 イ. 訪問看護ステーションの看護職員としての職務に従事する場合 ロ. 健康保険法による指定を受けた事業所である場合に、当該事業所の管理者又は看護職員としての職務に従事する場合 ハ. 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合（併設する施設における看護業務との兼務は管理者の業務に支障があると考えられる。） - 保健師助産師看護師法第 14 条第 3 項の規定により業務停止の期間終了後 2 年を経過していない者に該当しないものであること。 - 管理者としてふさわしいと県知事に認められる者とは、老人の福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経験等を勘案して管理者としてふさわしい者。 - 管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。	基準 第 61 条 解釈 第 3 の 三 の 1 (2)
第 3 設備に関する基準	(1) 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで差し支えない。 事務室については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。 特に、感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。 (2) 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	- 必要な設備及び備品を備え、特に手指を洗浄するための感染予防に必要な設備等に配慮しているか。 - 医療機関の場合、設備及び備品等については、当該医療機関における診療用に備え付けられたものを使用することができる。	法第 74 条第 2 項 基準 第 62 条第 1 項 解釈 第 3 の 三 の 2 (1) ②、③ 基準 第 62 条第 2 項 解釈 第 3 の 三 の 2 (2) ②

	着	眼	点	チェックポイント	根拠法令
第 4 運営に関する基準	(3) なお、指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第 65 条第 1 項又は第 2 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)、(2)を満たしているものとみなしているか。				基準 第 62 条第 3 項
1 内容及び手続の 説明及び同意	(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。			- 重要事項を記した文書を交付して説明を行うこと。 - 重要事項を記した文書に不適切な事項はないか。 - 利用者の同意は、どのように得ているか。当該同意については、書面によって確認することが望ましい。 (重要事項の主な項目) ① 運営規程の概要 ② 看護師等の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、結果の開示状況） ⑥ 利用料（保険給付対象外の費用も含む）など	法第 74 条第 2 項 基準第 74 条 準用(第 8 条)
2 提供拒否の禁止	指定訪問看護事業者は、正当な理由なく指定訪問看護の提供を拒んでいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。			(正当な理由の例) ① 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が事業所の事業の実施地域外である場合 ③ 利用申込者の病状等により、自ら適切な訪問看護の提供が困難と判断した場合	基準第 74 条 準用(第 9 条) 解釈準用 (第 3 の一の 3 (2))
3 サービス提供困難時の対応	指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じているか。			事前に近隣の訪問看護事業所等の情報を収集するなど、問題発生時において必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。	基準第 63 条
4 受給資格等の確認	(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。			訪問看護計画等に被保険者番号・要介護状態区分・有効期間等を記載していることが望ましい。	基準第 74 条 準用 (第 11 条第 1 項)
	(2) 指定訪問看護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して指定訪問看護を提供するように努めているか。			認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有効な利用等に関し、当該被保険者が留意すべき事項である。	基準第 74 条 準用 (第 11 条第 2 項)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	- 要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を受理した日とされており、緊急のサービス提供の場合等は、十分に当該市町村等と連携をとっているか。 - 通常更新申請については、有効期間の終了する 60 日前から遅くとも 30 日前にはなされるように、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行っているか。	（法第 73 条 2 項） 基準第 74 条 準用（第 12 条第 1 項） 基準第 74 条 準用（第 12 条第 2 項） 解釈準用（第 3 の一の 3 の（6））
6 心身の状況等の把握	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	- サービス担当者会議の開催状況及び当該事業所の出席状況は適切か。 - サービス担当者会議が開催されていない場合は、それに代わる手法は適切なものか。	基準第 74 条 準用（第 13 条）
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	- 連携の手法としては、サービス担当者会議での情報提供等が考えられる。 - 介護支援専門員からの専門的な見地からの意見を求められた場合の対応は適切に行われているか。 - サービス担当者会議に出席できない場合、居宅介護支援事業者からの照会に応じているか。	基準第 64 項第 1 項
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	居宅サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが、この場合、利用者は全額利用料を払う必要があるため、現物給付ができるよう必要な援助を行うことを事業所にも求めている。	基準第 74 条 準用（第 15 条）
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定訪問看護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供しているか。		基準第 74 条 準用（第 16 条）

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
10 居宅サービス計画等の変更の援助	指定訪問看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合や、居宅サービス計画に位置づけられたサービス提供期間内のサービスの評価を適宜行い計画の変更が必要な場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	・ 利用者の状態の変更により、指定訪問看護事業者からの変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も含まれる。 ・ 法定代理受領サービスとして利用するためには、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を利用者に行わなければならない。	基準第 74 条 準用 (第 17 条) 解釈準用 (第 3 の一の 3 の (8))
11 身分を証する書類の携行	(1) 指定訪問看護事業者は、看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 (2) 証書等には、当該指定訪問看護事業所の名称、当該看護師等の氏名の記載があるか。	・ 身分証明証の様式は、定められていないので、任意の様式となるが、少なくとも (2) の要件を備えていること。 ・ 当該看護師等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	基準第 74 条 準用 (第 18 条) 解釈準用 (第 3 の一の 3 の (9))
12 サービスの提供の記録	(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日及び内容、当該指定訪問看護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	・ その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするためにサービス提供の記録を行うこと。 ・ 「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 ・ 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により、5 年間保存すること。	基準第 74 条 準用 (第 19 条) 解釈準用 (第 3 の一の 3 (10)) 鹿児島県条例
13 利用料等の受領	(1) 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、医療保険給付又は訪問看護療養費の対象となる健康保険法上の指定訪問看護の費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定訪問看護事業者は、上記 (1)、(2) の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。 (4) 指定訪問看護事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	・ 定められた利用者負担額（1 割～3 割相当額）の支払いを受けているか。 ・ 費用の全額（10 割）の支払いを受けているか。 ・ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において提供し、それに要した交通費を徴収する場合は、その額について運営規程等に明示されているか。 ・ 運営規程等説明を行う書面は、利用者にわかりやすく内容が適当か。	基準 第 66 条第 1 項 基準 第 66 条第 2 項 基準 第 66 条第 3 項 基準 第 66 条第 4 項

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	5) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第 65 条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。 (6) 指定訪問看護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に指定訪問看護について居宅要介護保険者から支払を受けた費用の額のうち、指定訪問看護の提供に要した費用（その額が現に当該指定訪問看護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問看護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区別して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	・ 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末締めの一括の形でよいが、領収証は利用者負担金受領の都度に交付しているか。 ・ 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 ① 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ② 食事の提供に要した費用の額 ③ 滞在に要した費用の額 ④ その他の費用（交通費）の額（それぞれ個別の費用ごとに区分） ・ 明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。	法第 41 条第 8 項 施行規則 第 65 条
14 保険給付の請求のための証明書の交付	指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	・ 償還払いとなる場合、市町村への保険給付の請求を容易に行えるよう、サービス提供証明書を交付しているか。 ・ 様式は基本的には介護給付費明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。	基準第 74 条 準用(第 21 条)
15 指定訪問看護の基本取扱方針	(1) 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	【指定訪問看護基本取扱方針及び具体的取扱方針】 ① 利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに訪問看護計画に沿って行う。 ② 目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行い改善を図る等に努める。 ③ 利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について、利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行う。	基準 第 67 条 (法第 73 条 1 項)
16 指定訪問看護の具体的な取扱方針	(1) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。 (2) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。 (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいないか。 (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (5) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行っているか。	④ 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。 なお、居宅基準第 73 条の 2 第 2 項の規定に基づき当該記録を 2 年間保存しなければならない。 ⑤ 医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積むよう努める。	基準 第 68 条第一号 基準 第 68 条第二号 基準 第 68 条第三号 基準 第 68 条第四号 基準 第 68 条第五号

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(6) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。 (7) 特殊な看護等については、これを行っていないか。	⑥ 医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならない。	基準 第 68 条 第六号 基準 第 68 条 第七号
17 主治の医師との関係（訪問看護計画書・訪問看護報告書の提出に係る部分を除く）	(1) 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう、必要な管理をしているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。 (3) 指定訪問看護事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。 (4) 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、(2)及び(3)の規定にかかわらず、(2)の主治の医師の文書による指示並びに(3)の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。	- 主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできない。 【訪問看護指示の有効期間について】 - 訪問看護ステーションにあっては、指示書の有効期間とする。 - 医療機関にあっては、指示を行う医師の診療の日から1月以内とし、別の医療機関の医師から診療情報提供を受けての訪問看護の場合は、診療情報提供を行った医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から1月以内とする。 - 指定訪問看護事業所が主治医に提出する訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、書面又は電子的な方法により主治医に提出できるものとする。 ただし、電子的方法によって、個々の利用者の訪問看護に関する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）による電子署名を施すこと。 - 指定訪問看護の実施に当たっては、管理者は利用者の主治医が発行する訪問看護指示書に基づき指定訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、看護師等の監督等必要な管理を行うこと。	基準 第 69 条 解釈 第 3 の 三 の 3(4) 基準 第 69 条 第 4 項 老企第 36 号 第 2 の 4(2)
18 訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成	(1) 看護師等（准看護師を除く。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しているか。 (2) 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しているか。 なお、訪問看護計画書を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問看護計画書が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	- 訪問看護計画書には、利用者の希望及び心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、看護目標、具体的なサービス内容等が記載する。 - 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであること等を説明した上で利用者の同意を得なければならない、また、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。	基準 第 70 条 第 1 項 解釈 第 3 の 三 の 3(5)② 基準 第 70 条 第 2 項 解釈 第 3 の 三 の 3(5)④、⑤

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(3) 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、その実施状況や評価についても、説明を行っているか。 (4) 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しているか。 (5) 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。（ここに規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいう。） (6) 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。	- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員（准看護師を除く。）と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成すること。 - 具体的には、訪問看護計画書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するものも含め訪問看護の内容を一体的に記載するとともに、訪問看護報告書には訪問日や主な内容を記載することに加え、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した指定訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付すること。 - 主治医との連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しなければならない。 - 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問看護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問看護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めること。 - 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合は、(1)から(6)の規定に関わらず指示書・訪問看護計画書及び指定訪問看護報告書は診療録及び診療記録への記載をもって代えることができる。	基準 第 70 条第 3 項 解釈 第 3 の三の 3(5)③ 基準 第 70 条第 4 項 基準 第 70 条第 5 項 解釈 第 3 の三の 3(5)⑦、⑧ 基準 第 70 条第 6 ・ 7 項 解釈 第 3 の三の 3(5)⑩ 解釈準用 (第 3 の一の 3 の(14)) 基準第 71 条 基準第 74 条 準用(第 26 条) 解釈準用 (第 3 の一の 3 の(15)) 基準第 72 条
19 同居家族に対する 訪問看護の禁止	指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせていないか。	サービスを提供する看護師等と利用者が同居の家族であるケースがないか。	基準第 71 条
20 利用者に関する市 町村への通知	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない。	基準第 74 条 準用(第 26 条) 解釈準用 (第 3 の一の 3 の(15))
21 緊急時等の対応	看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じているか。	緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。	基準第 72 条

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	※1「職場におけるハラスメント」とは、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントをいう。 ※2「パワーハラスメント指針」とは、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」をいう。	《事業主が講ずべき措置の具体的内容》 （指針） ・「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号） ・「<u>パワーハラスメント指針</u>」（※2）（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号） （留意事項） a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 《事業主が講じることが望ましい取組について》 ・ パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等） ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） が規定されている。 ・ 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、‘事業主が講ずべき措置の具体的内容’の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 ・ 都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 ・ 指定訪問看護事業者は、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、看護師等に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。 ・ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・ 感染症や災害が発生した場合には、看護師等が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。	解釈準用 （第 3 の一の 3 の(21)④） ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項 ・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項 基準第 74 条 準用 （第 30 条の 2） 解釈 第 3 の三の 3(6)
25 業務継続計画の 策定等	(1) 指定訪問看護事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※「業務継続計画」：感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (2) 指定訪問看護事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。		

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	(3) 指定訪問看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	【業務継続計画の記載項目等】 ・ 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。 ・ 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 【研修の内容】 ・ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。 ・ 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 ・ 研修の実施内容についても記録すること。 ・ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 【訓練（シミュレーション）】 ・ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。 ・ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	基準第 74 条 準用 (第 30 条の 2) 解釈 第 3 の 三 の 3(6)
26 衛生管理等	(1) 指定訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 特に、指定訪問看護事業者は、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い	・ 指定訪問看護事業者は、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。	基準第 74 条 準用(第 31 条)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (3) 指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の①～③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定訪問看護事業所における感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図っているか。 ※「感染対策委員会」：感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 ※「感染対策担当者」：専任の感染対策を担当する者 ※「テレビ電話装置等」：テレビ電話装置その他の情報通信機器（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。） ② 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定訪問看護事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。	【感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置の具体的な取扱い】 - 各事項については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 イ 感染対策委員会 - 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 - 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。 - 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 - 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 - 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 - 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 - 事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 - 当該指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 - 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。 - 発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 - 看護師等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 - 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。 - 研修の実施内容についても記録すること。 - 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。	解釈 第3の三の3の (7) 基準第74条 準用(第31条) 解釈 第3の三の3 (7)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
27 掲 示	(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (2) 指定訪問看護事業所は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えているか。 (3) 指定訪問看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	・ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。 ・ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ※重要事項 ・ 運営規程の概要、 ・ 看護師等の勤務体制 ・ 事故発生時の対応 ・ 苦情処理の体制 ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） ・ 次に掲げる点に留意すること。 イ ウェブサイトは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 看護師等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、看護師等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ・ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定訪問看護事業所内に備え付けることで左記(1)の掲示に代えることができる。	基準第 74 条 準用(第 32 条) 解釈準用 (第 3 の一の 3 (24))
28 秘密保持等	(1) 指定訪問看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	・ 訪問看護従業者の質的向上を図るための研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。 ・ 具体的には、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。 ・ 個人情報を用いる場合は、利用者（家族）に適切な説明（利用の目的配布される範囲等）がされ、文書による同意を得ているか。	基準第 74 条 準用 (第 33 条第 1 項) 基準第 74 条 準用 (第 33 条第 2 項) 基準第 74 条 準用 (第 33 条第 3 項)

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
29 広 告	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所について広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	- 誤解を与えるような表現、紛らわしい表現が使用されていないか。 - 広告の内容が事業の概要や運営規程と異なる点はないか。	基準第 74 条 準用(第 35 条)
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。		
31 苦情処理	(1) 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等を行っているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定訪問看護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 (4) 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に関し、法第 23 条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (5) 指定訪問看護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。 (6) 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国保連から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (7) 指定訪問看護事業者は、国保連からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国保連に報告しているか。	- 苦情処理の相談窓口があるか。 - 苦情処理体制、手続きが定められているか。 - 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。 - ウェブサイトは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。 - 市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定訪問看護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準に明確にしている。	基準第 74 条 準用（第 36 条） 解釈準用 （第 3 の一の 3 の(28)）

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
32 地域との連携等	(1) 指定訪問看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めているか。	・「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。 ・高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定訪問看護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問看護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、基準省令第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならない。 ・地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。	基準第 74 条 準用 (第 36 条の 2) 解釈準用 (第 3 の一の 3 の(29))
33 事故発生時の対応	(1) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 (3) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 (4) 指定訪問看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	・事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 ・損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。	基準第 74 条 準用 (第 37 条第 1 項) 解釈準用 (第 3 の一の 3 の(30))
34 虐待の防止	指定訪問看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定訪問看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定訪問看護事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。	○次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じること。 ・虐待の未然防止 指定訪問看護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にとそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・虐待等の早期発見 指定訪問看護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレ	基準第 74 条 準用 (第 37 条の 2) 解釈 第 3 の三の 3 の(8) 基準第 74 条

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
	③ 当該指定訪問看護事業所において、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※「虐待防止検討委員会」：虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会	クト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問看護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会 ・管理者を含む幅広い職種で構成する。 ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。 ・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ・虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 ・虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 〈虐待防止検討委員会で検討する具体的事項〉 ・事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等は、従業者に周知徹底を図ること。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	準用（第 37 条の 2） 解釈 第 3 の三の 3 の(8) 基準第 74 条 準用（第 37 条の 2）

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
		②虐待の防止のための指針 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③虐待の防止のための従業者に対する研修 ・従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。 ・職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 ・研修の実施内容についても記録することが必要である。 ・研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 ・指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、上記①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。 ・当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任する。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい）、感染対策担当者（看護師が望ましい）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	第 3 の三の 3 の (8) 基準第 74 条 準用(第 38 条) 平 13 年老振発 第 18 号
35 会計の区分	(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか		

	着 眼 点	チェックポイント	根拠法令
36 記録の整備	(1) 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ① 基準第69条第2項に規定する主治の医師による指示の文書 ② 訪問看護計画書 ③ 訪問看護報告書 ④ 基準第19条第2項の規定による準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑤ 第68条第四号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑥ 基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑦ 基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑧ 基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指す。 - 指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、整備すべき記録のうち、指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存でも差し支えない。 - 左記(2)の①～④においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。	基準 第73条の2 解釈 第3の3の3 の(9) 鹿児島県条例
第5 変更の届出等	(1) 指定訪問看護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（介護保険法施行規則）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定訪問看護事業を再開したときは、厚生省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。 (2) 指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県知事に届け出ているか。	- 変更の届出は適切に行うこと。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請（開設）者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。） ④ 事業所の病院若しくは診療所又はその他の訪問看護事業所のいずれかの別 ⑤ 事業所の平面図 ⑥ 利用者の推定数 ⑦ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写 ⑧ 運営規程	法第75条第1項 施行規則 第131条第1項 第三号 法第75条第2項
第6 電磁的記録等	(1) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下、この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（受給者証の確認）第1項並びに下記(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (2) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。		基準 第217条

